

令和4年3月4日

小中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

児童生徒が新型コロナウイルスに感染した場合の学級閉鎖等について
(お知らせ)

保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

現在、児童生徒に新型コロナウイルスの感染が確認された場合、感染者が1人でも学級閉鎖としていますが、学びの保障や児童生徒の「居場所」の確保の観点から、小田原保健福祉事務所及び小田原市学校保健会と調整し、次のとおり見直すこととしましたので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

直近3日間の陽性者が学級において、2人以上確認された場合に、週休日等を含めて5日間の学級閉鎖を行う。

※ この変更は3月4日(金)からで、既に決定している学級閉鎖等の変更は行いません。

1 学校の授業中に学級閉鎖を決めたときの対応について

児童生徒を安全に下校させることが可能な場合は、該当クラスの児童生徒を速やかに下校させます。安全に下校させることが困難な場合は、授業を行い通常の時間に下校となりますが、感染対策を徹底し、感染リスクの高い活動を行いません(学級閉鎖となるクラスの児童は、学級閉鎖が終わるまで放課後児童クラブをご利用できません。)

2 学年閉鎖について

同学年で2学級以上の学級を閉鎖することになった場合は、学級閉鎖の最終日まで学年閉鎖となります。

3 学校全体の臨時休業(学校閉鎖)について

2学年以上の学年を閉鎖することになった場合は、学年閉鎖の最終日まで学校全体が臨時休業となります。

4 放課後児童クラブについて

- (1) 学級閉鎖の対象となったクラスの児童は、学級閉鎖を決めた日から、終了日までの期間は利用できません。
- (2) 直近3日間の陽性者が2人以上確認された場合は、同じクラブ室で過ごしていた児童は学校へ登校をしないようお願いします。(対象者の方には個別に連絡します。)

事務担当	
学級閉鎖について	学校安全課 33-1691
放課後児童クラブについて	教育総務課 33-1731